

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。

●適格請求書等(インボイス)とは

売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、一定の事項(登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額など)が記載されたもの(請求書、納品書、領収書、レシートなど)をいいます。

●適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

売手である適格請求書(インボイス)発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときはインボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売手)である適格請求書(インボイス)発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要です。

●適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を行いました

会計名	日向東臼杵広域連合一般会計
名称	日向東臼杵広域連合
登録番号	T9-0000-2045-8449

●事業者の皆様へ

インボイス制度開始に伴い、日向東臼杵広域連合へ提出する請求書について統一様式を作成しました。

令和5年10月1日以降、日向東臼杵広域連合への売上に対して請求書を提出する場合は、[日向東臼杵広域連合ホームページに掲載している「様式ダウンロード」に掲載している請求書様式](#)をご利用ください。適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合も、こちらの請求書をご使用できます。

※インボイス制度の要件を満たしたものであれば、独自の請求書で請求いただくことは出来ますが、その時には次の事項を記載してください。

- ・請求先の表示
- ・請求金額、請求内容、内訳等
- ・請求者の住所、氏名、電話番号及び押印(法人にあってはその名称及び所

在地ならびに代表者の氏名及び押印)

- ・ 請求年月日
- ・ 受取方法の表示、口座振込の場合(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)

『適格請求書発行事業者の登録がある場合は、次の項目を追加してください。』

- ・ 登録番号
- ・ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ・ 税率ごとに区分した消費税額

※インボイスとして使用する場合、必要な記載事項である「取引年月日」は、納品書など請求書と相互に関連のある書類で確認ができないときは請求書に記入してください。

【問い合わせ先】

日向東臼杵広域連合 総務係

TEL : 0982-53-3401 FAX : 0982-52-7889